

協議第 29 号

「高齢者福祉事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 28 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

高齢者福祉事業の取扱い

- 1 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
- 2 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- 3 利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討する。
- 4 敬老会、百歳祝い事業及び敬老祝金支給事業は、合併後速やかに調整する。

協議第30号

「児童福祉事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月28日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

児童福祉事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 保育料は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。 ただし合併する年度は現行のとおりとする。2 保育園の開所時間及び延長保育は、現行のとおりとし、新町において住民サービスが低下しないよう実施する。3 幼児用補助装置購入補助は、有田町の例による。4 放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整する。

協議第 3 1 号

「社会福祉事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 8 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

社会福祉事業の取扱い

- 1 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
- 2 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- 3 戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整する。

協議第 3 2 号

「保健衛生事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 8 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

保健衛生事業の取扱い

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるよう調整する。2 成人健康診査は、現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整する。 |
|---|

協議第 3 3 号

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 8 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

記

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>1 2 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 8 年 4 月 1 9 日までの間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 特例措置後の農業委員会の選挙による委員の定数は、8 人とする。</p> <p>3 農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から推薦する理事又は組合員各 1 人。議会から推薦する学識経験者 3 人以内とする。</p>

協議第34号

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年11月28日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

議会の議員の定数及び任期の取扱い

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 新町における議会の議員の定数は18人とする。ただし、設置選挙(第1回選挙)のみ22人とする2 選挙区については、全町域で1選挙区とする。 |
|---|

平成16年11月15日 第1回協議会 確認

議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会にこれを付託する。
